

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	「リチウムイオン蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し」って、これで意味が解る人が、居るんでしょうか？ いい加減、わざと難解な役所言葉で いかめしい法律文を書くのは、やめてほしいです。 解説など無くても解る、平易で簡潔な書き方をして下さい。	<ul style="list-style-type: none"> 御意見として承ります。 	無
2	(個人)	火災だけでなく、爆発も考慮すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 御意見の趣旨が明らかではありませんが、本改正案は、「水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書」（令和 7 年 3 月、水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会）の結論を踏まえて、お示ししたものです。 	無
3	(個人)	第 2 類危険物と第 4 類危険物の同一場所での保管は第 2 類危険物が引火性固体であるに限られるが、事前評価書の「第 2 類又は第 4 類の危険物のみを貯蔵」とされている部分は「第 2 類（電解液が染み込んだ可燃性固体）又は第 4 類（引火性液体）のいずれかの危険物のみを貯蔵」という意味であっているか。新たに引火性固体以外の第 2 類危険物が第 4 類危険物と同一保管ができると誤って解釈されるおそれがあるので事前評価書を修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、御意見として承ります。 	無
4	(法人)	今回の改正は、一定の要件のもとに、危険物施設の保有空地及び保安距離に係る規制の合理化を図るものと理解しております。 一方で、これらの規制については従前より危険物の規制に関する政令第 23 条に基づく特例が認められており、場合によっては改正案の要件より緩やかな要件で運用されている例もあると承知しています。 施行後の運用において、改正による新要件が唯一の基準として理解され、従来からの特例適用の余地が狭く解されることを懸念	<ul style="list-style-type: none"> 「既に危険物の規制に関する政令第 23 条の規定を適用している製造所等については、引き続き同条の規定を適用することとして差し支えない」旨を運用通知においてお示しする予定です。 また、保有空地又は保安距離に関して、製造所等に危険物の規制に関する政令第 23 条の規定を新たに適用することについても、当然否定されるものではありません。 	無

		しています。 改正政令等の施行後も、保有空地又は保安距離に関する政令第23条の適用が否定されるものではない旨を、通知等にて明確に示していただきますようお願いします。		
--	--	---	--	--

○提出意見数：4件

※ 提出意見数は、提出意見者数としています。